

日米地位協定に基づく補償

沖縄●救済率ワースト1の現状打破へ動き

2007年10月、沖縄県で初めて、米軍基地元従業員のアスベスト肺がんが、日米地位協定に基づいて損害賠償された

賠償を受けたのは、牧港補給廠等で働き肺がんで亡くなった安谷屋昇さんの妻である静子さん。2006年12月18日に請求し、那覇防衛施設局が米軍の調査に基き協議した結果、2007年10月3日に約2,200万円の賠償金支払いを決定した。代理人の古川武志弁護士は、「裁判によらない解決で、この金額水準は評価できる」とコメントした。横須賀では、米海軍横須賀基地石綿じん肺裁判の1審判決と、第2~3次裁判の勝利的和解後、裁判を経ない日米地位協定に基づく損害賠償がすでに十件行われた。これに続くかたちとなった今回の件は、沖縄では、アスベスト被害について、民間も含めて初めて企業内上積補償を獲得したという画期的なものとなった。

しかし、静子さんが、「何か消すことのできない重さを常に心の中に強いられてきた」と語ったとおり、アスベスト被害に対する補償の現状は依然厳しい。特に沖縄は、アスベスト被害の救済率が全国一低い。肺がんの時効労災については18件中16件

が不支給(2006年度)で、認定率は11.1%。比較的に救済されやすい中皮腫についても認定率は15.3%(過去12年の統計から)。1995~2006年の中皮腫による死亡者数72人に対し、労災補償と石綿救済法合わせても認定は11件のみである。

こうした補償や救済の遅れた沖縄において、今回の件は、アスベスト被害者に一条の光をもたらしたと言える。会見の翌日さっそく、基地元従業員の夫を肺がんで亡くし労災補償を求めていた遺族Yさんが相談に見えた。

Yさんの夫の肺がんは、「石綿所見がない」として、2006年8月30日に那覇労基署が不支給決定(前述の不支給16件中の1件)。審査請求したが、同様の理由で2007年9月12日付で棄却され、あ

きらめかけていたところに安谷屋さんのニュースを聞き、急遽相談に来られたのだ。再審査請求の期限は11月12日。寸前で間に合わせることができた。もちろん、現行の石綿疾病の認定基準が変わらない限り、Yさんの肺がん認定は容易ではない。しかし、基地で溶接工や板金工としてボイラー修理等、石綿曝露作業に従事してきたことは明らかだ。このような事例を積み重ねる中で、医学的な所見が十分でなくとも、一定の石綿曝露作業の従事歴があることを認定要件とするよう認定基準を改正させていきたい。

やはり会見翌日、安谷屋静子さんは、続いて地位協定請求の手続を準備している2人の遺族と交流され、沖縄でも遺族の会を作ることを誓い合っておられた。このような遺族らによる被害掘り起こしの新たな動き。あきらめかけていたアスベスト被害者遺族を翻意させるウチナンチューの不届のマブイに触れたような気がした。是非、沖縄の今後に注目してほしい。

(神奈川労災職業病センター)

審査会が労働者性で取消裁決

大阪●日当22000円のトラック持込運転手

自己所有の2トンダンプトラックを持ち込み、建設廃棄物などを運んで生計を立てていたKさんの死亡について、事故から6年近く

経過した昨年末、労働保険審査会は、「会社の労働者としての業務遂行中」であったと裁決した。

大阪市此花区在住のKさん